

競争評価に関する 理事会勧告

2009



OECD



競争を活発化させることはより高い生産性と経済成長に寄与します。しかしながら、多くの国・地域では、法律、規制、その他政府の設けた障壁が市場の活動を過度に制限しています。この過度な制限を撤廃するための重要な手法の一つが競争評価です。競争評価は、同じ政策目標を達成する上でより競争に悪影響を及ぼさない政策を策定するために、競争に対する不必要な制限を特定する政策評価手法です。

2009年10月22日、OECD 理事会は競争評価に関する理事会勧告を採択しました。同勧告は、各政府に対して、過度に競争を制限する既存の公共政策又は公共政策案を特定し、より競争促進的なものとなるよう改正することを求めるものです。また、同勧告は、各政府に対して、これらの評価を実施するための制度的な仕組みを設けることを提案しています。

競争評価にはいくつかの取り組み方があります。OECD は、その取組の一つとして競争評価ツールキットを開発しました。ツールキットの詳細は以下のホームページを御覧ください。

www.oecd.org/competition/toolkit

OECD は、OECD 加盟国及び非 OECD 加盟国による本勧告の実施に対する支援もお約束します。OECD 非加盟国の中で本勧告の実施への支援をお求めの場合には、OECD 競争課 Mr. Sean Ennis までお知らせください。

+33 1 45 24 89 78 ; +33 1 45 24 97 35 ; DAFCOMPContact@oecd.org

■ OECD競争委員会について

OECD競争委員会は、競争政策とその執行に関する議論の先頭に立っています。各競争当局のリーダーたちとともに、競争政策の重要な論点の分析やベストプラクティスについて定期的に意見交換を行っています。OECD金融企業局競争課が競争委員会の活動をサポートしています。

www.oecd.org/daf/competition

■ OECDについて

OECD は、各政府が政策経験を比較・意見交換し、現在生じている課題に対するグッドプラクティスを特定し、より良い暮らしのためにより良い政策を生み出すための決定や勧告を行っています。OECD は、世界中の人々の経済や社会福祉の向上に向けた政策を推進するために活動を行っている国際機関です。 www.oecd.org

競争評価に関する理事会勧告 (Recommendation of the OECD Council on Competition Assessment)

2009年10月22日 理事会採択
C(2009)130 - C/M(2009)21/PROV

理事会は、

1960年12月14日のOECD条約第5条b)にかんがみ、

1997年の閣僚理事会会合における、“競争の制限は、しばしば公共の利益の向上にとって高コストでかつ非効率であり、回避されなければならない”との合意[C/MIN(97)10]にかんがみ、

競争に関して、新規に提案された規制及び既存の規制を検討することを政府に求める“規制の質と実施に関するOECDの指導原則”[C(2005)52]にかんがみ、

競争は効率性を高め、消費者に届けられる商品及びサービスがより密接に消費者の嗜好に合致することを確保する手助けとなり、より低い価格で購入でき、質が高められ、イノベーションが促進され、生産性が高められる等の公共の利益を生み出すことを認識し、

高い生産性は、経済成長と雇用促進のために不可欠であることを認識し、

公共政策は、商業、社会、保健、安全性、安全保障環境、その他の多様な目的に資するものであることを認識し、

時に、公共政策は必要以上に競争を制限することを認識し、

問題となっている公共政策が、経済活動の規制に焦点を置いておらず、競争に何らかの影響を与えることを意図していなくとも、そのような必要以上の制限が予期せず設けられてしまう可能性があることを認識し、

必要以上に競争を制限する公共政策は、目標を達成しつつ市場競争を促進する方向にしばしば改定できる可能性があることを認識し、

規制及び規制産業の改革には、通常、あり得る影響についての詳細な競争評価が必要であることを認識し、

他の条件が同じであり、特定されている政策目標を達成できるのであれば、競争に甚大な悪影響を及ぼすよりも、より悪影響を及ぼさない公共政策が選ばなければならないことを認識し、

多くの国が既に競争評価を実施していることを留意し、そして、

OECD及び多くのOECD加盟国が競争評価ツールキットを発展させてきたことを留意して、

I. 加盟国の政府に対し、次のとおり勧告する。

A. 競争を必要以上に制限する既存の又は提案された公共政策の特定

1. 政府は、競争を必要以上に制限する既存の又は提案された公共政策を特定するために、適切なプロセスを導入するとともに、スクリーニング方法の用意を含む、競争評価を実施するための明確で透明性のある基準を開発するべきである。
2. 競争評価を実施するにあたっては、政府は特に以下を制限する政策に注意を払うべきである：
 - i) 市場参加者の数又は範囲
 - ii) 市場参加者がとることができる行為
 - iii) 市場参加者が競争的に行動するためのインセンティブ
 - iv) 消費者が利用可能な選択肢及び情報
3. 公共政策は、競争的な結果を促進する目標を追求している場合であっても競争評価の対象となるべきであり、以下の場合は特に評価の対象となるべきである。
 - i) 規制機関又は体制（regime）を設置又は改編する。（例えば、競争評価によって、特に、対象の規制機関が規制産業から適切に分離されていることを確認できる。）
 - ii) 価格規制スキーム又は参入規制スキームを導入する。（例えば、競争評価によって、介入するために合理的で、より反競争的ではない方法が存在しないことを確認できる。）
 - iii) 既存の独占状態を再構築する。（例えば、競争評価によって、再構築の方法が実際に競争促進的な目標を達成することを確実にできる。）
 - iv) 市場を獲得するための競争プロセス（competition-for-the-market process）を導入する。（例えば、競争評価によって、入札プロセスが消費者利益のために効率的に作用するインセンティブを生み出すことを確実にできる。）

B. 競争を必要以上に制限する公共政策の改定

1. 政府は、競争を必要以上に制限する可能性のある既存の又は提案された公共政策を改定するために、適切なプロセスを導入するとともに、ふさわしい代替手段を判断するための、明確で透明性のある基準を策定すべきである。
2. 政府は、追求される公共利益の目標と一致し、その実施による利益及び費用を考慮に入れた、より競争促進的な代替手段を採用すべきである。

C. 制度設計 (Institutional Setting)

1. 競争評価は、制度及びリソースの制約に整合的な、最も効率的かつ効果的な方法で、公共政策の審査に組み込まれるべきである。
2. 競争機関又は競争に関する専門性を有する職員が、競争評価のプロセスに関わるべきである。
3. 提案された公共政策についての競争評価は、早期の段階で、政策立案プロセスに取り入れられるべきである。

D. 定義

この勧告において：

「**公共政策**」とは、規制、ルール又は法律を意味する。

「**競争を必要以上に制限する**」とは、公共の利益の目標を達成するために必要な競争に対する制限が、実行可能な代替案やその費用を考慮した上で、必要以上に大きいことを意味する。

「**市場参加者**」とは、商品又はサービスの供給または購入に従事する企業、個人又は政府系企業を意味する。

「**競争機関**」とは、市場競争の唱導、促進及び強化に責任を負い、また、それらの役割が特定の分野に限定されていない公的機関を意味し、国の競争当局を含む。

「**市場を獲得するための競争プロセス**」とは、ある市場に供給する権利を割り当てるため、又は、明確な期間を定めて政府の希少なリソースを使用するために、政府により策定される入札プロセスを言う。

「**競争評価**」とは、代替的でより反競争的ではない政策を考慮することを含めて、公共政策がもたらす競争への効果を見直すことである。競争評価の原則は政府のあらゆるレベルに関連する。

II. 非加盟国地域に、この勧告に賛同し、これを実施することを懇請する。

III. 競争委員会に対して以下のように指示する：

勧告の下で、加盟国及び勧告に賛同した非加盟国又は地域が経験を共有する場としての役割を果たすこと；

OECD の他の関係する委員会及び組織と共に、勧告を推進すること；

3年以内に勧告に関する経験を理事会に報告すること。

留意事項（仮訳）

勧告の全文は OECD の法的文書のデータベースでも閲覧できます。同データベースでは追加的な情報や将来的に勧告に改正があった場合、その改正版を閲覧することができます。: <http://acts.oecd.org/Default.aspx>

アメリカ合衆国の声明:合衆国代表団はこの勧告への合衆国からの支持を表明するとともに、合衆国内におけるこの勧告の実施は、合衆国政府、特に合衆国議会次第であることに留意する。

欧州委員会の声明:欧州委員会は、競争評価に関する勧告の採択を歓迎し、支持する。欧州委員会は、様々な政策分野において競争原則が考慮される重要性を認識していることを強調する。我々は、公共政策の定義から公共のルール作成に関する特定の分野が除かれているため、勧告の対象が相対的に狭いことに留意する。しかしながら、いかなる組織であっても同勧告で設けられたスタンダードを超えて実施することを本勧告は妨げていないため、欧州委員会はこの勧告の採択を十分に支持できる。

競争チェックリスト



このチェックリストは、勧告に基づき、競争を妨げる障壁を政府が取り除く際、助けとなるように作成された競争評価ツールキットの一部である。ある法規定が以下の効果のいずれかを有する場合には、競争評価を実施すべきである。

A

供給者の数又は範囲の制限

以下の場合、供給者の数又は範囲の制限に当たる可能性が高い。

- A1** ある供給者に商品又はサービスを供給する排他的権利を付与する。
- A2** 事業活動の要件として、免許、許可又は認可を設ける。
- A3** 一部の種類の供給者の商品又はサービスの供給能力を制限する。
- A4** 供給者の参入又は撤退費用を著しく引き上げる。
- A5** 企業の商品、サービス、労働供給能力又は資本投資能力に対して、地理的な障壁を設ける。

B

供給者の競争能力に対する制限

以下の場合、供給者の競争能力に対する制限に当たる可能性が高い。

- B1** 売り手の商品又はサービスの価格設定能力を制限する。
- B2** 供給者の商品又はサービスに係る広告又は営業活動の自由を制限する。
- B3** 一部の供給者が他の供給者に比べて有利になるような製品品質基準を設定したり、十分な情報を有している顧客の多くが選択するであろう水準よりも高い製品品質基準を設定する。
- B4** (特に既存の事業者を新規参入事業者と異なる扱いをすることにより、) 一部の供給者の生産費用を他の供給者の生産費用と比べて著しく引き上げる。

C

供給者の競争に対するインセンティブの減少

以下の場合、供給者の競争に対するインセンティブの減少に当たる可能性がある。

- C1** 自主規制又は共同規制を導入する。
- C2** 供給者の生産量、価格、販売量又は費用に関する情報の公開を義務付ける又は促す。
- C3** 特定の産業又は供給者の集団の事業活動を競争法の適用から除外する。

D

顧客が利用できる選択肢や情報の制限

以下の場合、顧客が利用できる選択肢や情報の制限に当たる可能性がある。

- D1** 消費者が購入先を決定する能力を制限する。
- D2** 明示の又は黙示の切替費用を引き上げるにより、商品又はサービスの供給者間における顧客の移動を減じる。
- D3** 購入者が効果的に購入するために必要とする情報を根本的に変更する。

競争評価ツールキットの全体版は複数の言語に翻訳されており、以下のホームページからダウンロードできます。

www.oecd.org/competition/toolkit



oe.cd/competition-recommendations

